

階層別所得再分配の実態

—42年度所得再分配調査による—

齋 藤 正 明

社会保障に関しての各面の議論は、最近とみにさかんになりつつある。その中で所得再分配の観点からの論述や実証分析も数多くみられる。この背景にあるのは社会保障が一般に所得再分配政策の一環でありその規模の大きさがいまや国民経済的にも、国の財政活動においても無視できないものとなっており、そのあり方いかんは、一層拡充されつつある社会保障を検討するにあたって重要なポイントであることのあらわれとみることができよう。

そこで本稿では、昭和42年度に厚生省が行った所得再分配調査について紹介をしてみたい。調査の説明に入る前に、この調査の必要性など関連することからについて、少しくふれておくこととする。

所得再分配を問題とすると、その問題意識の中には多くの視点がある。たとえば有効需要に及ぼすマクロの効果を論ずるもので、所得再分配は社会的平均消費性向を上昇させることによって有効需要を造出効果をもつものであると。これに対しては、どの程度の再分配がどの程度の効果をもつものであるかについて、実証的にみる必要がでてくる。また、経済発展の成果が国民の経済的厚生を高めるためには、その分配面において、平均としての所得水準の上昇もさることながら公正な分配を条件とするから、当初の分配機構が公正を欠いている場合には、これに干渉することにより公正な分配にかえることが要請されると。これに対しては、いかなる分配が公正であるかについての理論的基準が問題になろう。このように例をあげるまでもなく、まだ多くの問題が所得再分配の周辺にある。いずれの場合にもせよこれらを明らかにするためには所得再分配の態様について実証的に観察することが必要であり、そのための基礎的統計資料の整備が欠くことのできないこととなる。わが国でも、この面の実証的分析研究がかなりすすめられてきているが、いまのところ利用できる資料はごく限られたものであり、しかもいずれも再分配の分析には不完全なもので、研究をすすめるうえで大きな隘路となっていることが研究者の立場から指摘されている。

ひるがえって、所得再分配を実証的に把握する仕方に幾通りかの側面がある。ここでは階層別所得再分配を観察するのであるが、再分配を所得階層別にみるというとき、それは一言でいえば財政措置を通じて所得階層間の所得移転がどのように行われ、どのような効果をもっているかを検証することにある。ところでこの場合次のような問題をもっている。財政収支のうち、ある部分についてはその帰属を個人について示すことができて、それを明瞭に示しえない部分がある。財政支出の多くはいわば不可分の一体として支出されその効果は万人に及ぶから、この便益の帰属は個人について計ることができない。したがって階層別所得再分配の実証的観察の多くは、財政措置全体を問題にするのではなく、後にみるように階層間に帰属が明らかになりうる租税や社会保障給付などがおもな構成内容となって、検討されることが多い。

本稿でとりあげた所得再分配調査も、その内容において以上述べたことをふまえて行われたものである。以下所得再分配調査をみることとする。

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、社会保障制度および租税による所得再分配の実態を所得階層別に明らかにし、社会保障制度の効果やあり方を検討していく上での基礎的資料の一つとすることを目的としている。

2 調査の規模

昭和40年国勢調査の際設定された調査区から234地区を抽出し、地区内の全世帯を調査客体とする標本設計を行っている。

3 調査方法

調査の時期を42年10月1日とし、都道府県を通じ、前記の調査対象地区を所管する福祉事務所を調査実施の第一線機関としたうえ、被調査世帯には調査員が訪問し調査票の作成指導を行った。

4 調査事項

調査事項のおもなものは、所得、社会保障制度による拠出保険料（税）および給付、租税などで調査日前1年間のものをとらえている。

しかし、この種の調査では調査技術の実際上の要請から、しばしば困難な問題をもっている。以下、とくに問題となった点をとりあげてみると、まず租税については、国税、地方税のすべての税目に関して、世帯の負担を調べることはむずかしく、本調査では、国税のうち所得税、地方税のうち住民税と固定資産税に限って調査している。この3種の租税は家計の負担している直接税のほとんどをカバーしているとみてよいが、各種の消費支出に伴う間接税については、この種の調査で調べることが非常にむずかしいため割愛されている。しかし、間接税の再分配機能は逆進的であることが明らかにされており、このことを考慮すれば、分析にあたって間接税の再分配効果を無視することは問題であるが、本稿では間接税を考慮していない。また、拠出社会保険料は、事業主負担分は除かれている。次に給付面の把握上の問題点であるが、この調査では、社会保障制度による各種の給付を世帯面で調べるわけであるが、その範囲や内容について触れておく必要がある。範囲は便宜上社会保障制度審議会による分類（35年10月「社会保障制度に関する勧告」）との比較で説明すると、そこでの「広義の社会保障」すなわち、(1)公的扶助、(2)社会福祉、(3)社会保険、(4)公衆衛生および医療、(5)恩給、(6)戦争犠牲者援護にはほぼ相当している。ただし、その給付の内容は、本調査が世帯面の調査であるから直接に世帯や個人に給付された分に限られ、制度運営のための事務費や施設整備費などは含まないものである。さらに、上記の範囲および内容のうち、医療の現物にかかわる給付は、世帯において知れない場合が普通であることから本調査では、世帯員ごとの傷病量としての受療日数を調べたうえ、別に算出した単位当りの医療費を用いて給付額の推計を行っている。

II 調査結果の分析

租税措置や社会保障措置が実施されることによって、当初の階層別所得分布に変化が生じる。以下、本稿では再分配の態様をみるための比較基準として「当初所得」をとっている。当初所得とは、租税や社会保障の介入以前の所得を意味し、再分配所得との関係は次のようになる。

$$\text{再分配所得} = \text{当初所得} - \text{租税} - \text{社会保障制度による拠出} + \text{社会保障制度による給付}$$

表1 所得再分配による1世帯当り平均所得の変化
(単位 1,000円)

当初所得階級	世帯数 (1)	当初所得 (2)	再分配所得 (3)	再分配利益 (4) (3)-(2)
総数	10,872	775.6	768.6	-7.0
20万円未満	837	103.4	229.4	126.0
20～30	731	246.9	297.1	50.2
30～40	1,097	346.7	379.7	33.0
40～50	1,137	443.6	467.7	24.1
50～60	1,119	541.9	557.6	15.7
60～70	1,097	640.4	649.5	9.1
70～80	919	741.6	740.7	-0.9
80～90	827	843.4	837.5	-5.9
90～100	623	943.0	916.0	-27.0
100～150	1,581	1,192.3	1,141.2	-51.1
150～200	536	1,699.8	1,577.5	-122.3
200万円以上	368	3,286.5	2,905.4	-381.1

(1) 階層別再分配の規模

表1は所得再分配によって1世帯の平均所得がどのように変化するかをみたもので、再分配の利益を受ける階層は70万円までの階層、それ以上の階層では再分配によって不利益を受けていることが明らかとなる。さらに最低所得階層（20万円未満）では、126,000円の再分配利益を受けている。これが上位の階層にいくに従って、50,200円、33,000円、24,100円とその規模が小さくなっていく。これらの再分配利益はもちろん社会保障による給付が租税や社会保険の負担分を上回るためであるけれども、とくに最低所得階層の場合には、次の上位階層の約2.5倍、その次の階層の約3.8倍に及び、しかもそれは、その階層の当初所得額を上回る受益分となっている。これはいうまでもなく、社会保障制度による生活保護をはじめとする社会福祉サービスが、とくに低い所得階層に手厚くなっていることを示すものである。一方再分配によって負の利益を受ける階層は70～80万円からであって、上位の階層になるに従いその規模が大きくなる。最高所得階層では381,100円の不利益を受けている。これらは後にみるように、高所得階層になるほど租税（とくに所得税と思われる）の累進効果によるものである。

表2および図1は、再分配係数¹⁾によって階層別に再

1) 再分配係数(%) = (再分配所得 - 当初所得) / 当初所得
これは、

$$\text{再分配所得} - \text{当初所得} = (\text{社会保障制度による給付} - \text{拠出}) - \text{租税}$$

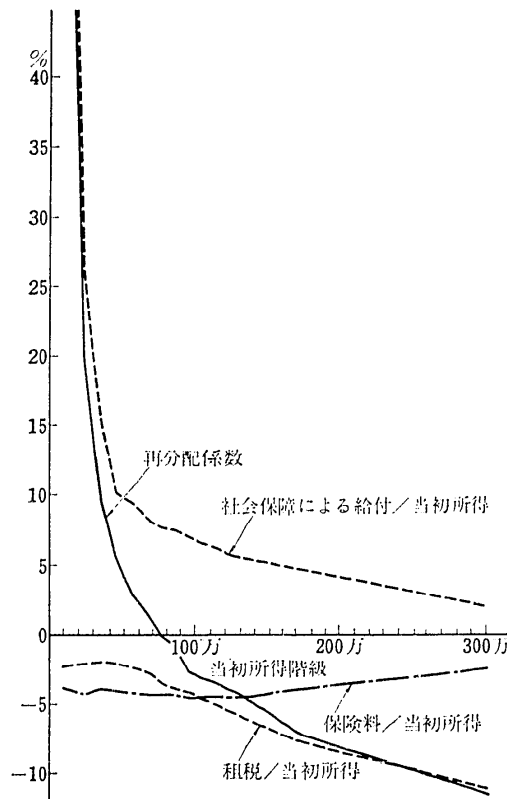
であることから、再分配係数は次のように示すことができる。

$$\text{再分配係数} = \{(\text{社会保障制度による給付} - \text{拠出}) / \text{当初所得}\} - \{(\text{租税}) / \text{当初所得}\}$$

表 2 所得階層別再分配係数 (単位 %)

当初所得階級	拠 出			社会保障による給付 (4)	再分配係数 (5) (4)-(3)
	租 税 (1)	保険料 (2)	合 計 (3) (1)+(2)		
20万円未満	2.5	3.9	6.4	128.2	121.8
20～30	2.1	4.3	6.4	26.8	20.4
30～40	2.0	3.9	5.9	15.4	9.5
40～50	2.2	4.1	6.3	11.7	5.4
50～60	2.4	4.2	6.6	9.5	2.9
60～70	2.7	4.3	7.0	8.4	1.4
70～80	3.5	4.3	7.8	7.7	-0.1
80～90	3.9	4.3	8.2	7.5	-0.7
90～100	4.2	4.5	8.7	5.8	-2.9
100～150	5.7	4.3	10.0	5.7	-4.3
150～200	7.8	3.8	11.7	4.4	-7.3
200万円以上	11.2	2.4	13.6	2.0	-11.6

図 1 再分配係数



分配の規模をみたものである。まず、租税についてみれば最低所得階層を除いては、高所得階層になるにしたがって高い負担率を示し、所得税を中心とする租税制度における累進効果が読みとれる。しかし、さきにも触れたようにここでは間接税が除かれているから、それを考慮すれば低い所得階層の負担率を高め再分配効果は弱まることとなろう。社会保障制度による各種の保険料拠出に

ついてみると、定率負担ないしは逆進傾向がみられる。次に、社会保障制度による給付をみると、最低所得階層の128.2%が、きわだって大きな数値を示す。これはさきにみたようにこの階層では当初所得以上の給付が行われていることを表わすものである。しかし、次の階層ではそれが26.8%と、まさに激減といえる低下である。それ以下は、なだらかなカーブをみせる。以上を、いわば総合した形の再分配係数(表2の第(5)欄、図1の太い実線)では、それぞれの再分配項目が影響し合うわけであるが、最低所得階層では、社会保障給付によってもっとも強く作用され高い正の再分配係数を示し、急速に低下したのち70～80万円の階層で0%の線を割って以下漸減し、さらに高所得階層になるに従って、もっぱら租税が大きな役割を果たしていく状況が明らかに示される。

(2) 所得再分配の不平等是正効果

このように再分配によって生じた変化は、所得再分配のもつ平等化機能をどの程度果たしたであろうか。表3は、世帯数、当初所得、および再分配所得について低い階層からの累積構成比を示したもので、図2はそれによってかかれたローレンツ曲線である。これによれば当初所得に比べ再分配所得の方が、より均等分布であることを、明瞭に示している。ここでさらに、これらの不平等度について測定尺度を二つ選んで測定した結果は表4に

表 3 所得分布の変化

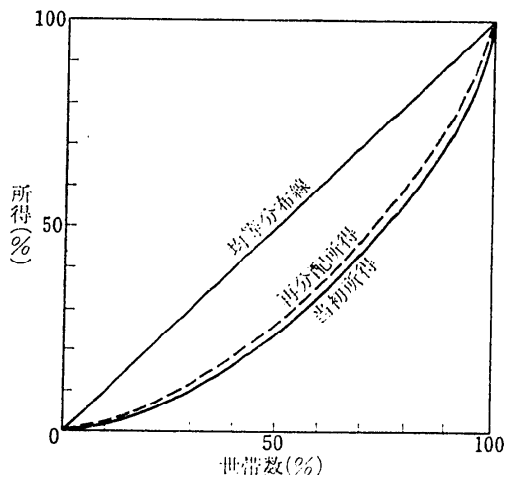
(累積構成比 %)

当初所得階級	世 帯 数	当 初 所 得	再分配所得
20万円未満	7.7	1.1	2.4
20～30	14.4	3.2	5.0
30～40	24.5	7.7	10.0
40～50	35.0	13.7	16.4
50～60	45.3	20.9	23.9
60～70	55.4	29.2	32.5
70～80	63.9	37.3	40.7
80～90	71.5	45.6	49.0
90～100	77.2	52.6	55.1
100～150	91.7	74.9	76.9
150～200	96.6	85.7	87.1
200万円以上	100.0	100.0	100.0

表 4 所得再分配による不平等度の是正効果

	当初所得 (1)	再分配所得 (2)	$\left(\frac{\text{当初所得}}{\text{再分配所得}} - \left(\frac{\text{租税}}{\text{再分配所得}}\right)\right)$ (3)	$\left(\frac{\text{当初所得}}{\text{再分配所得}} - \left(\frac{\text{租税}}{\text{再分配所得}} + \left(\frac{\text{保険料}}{\text{再分配所得}} + \left(\frac{\text{給付}}{\text{再分配所得}}\right)\right)\right)\right)$ (4)
Gini 集中係数	.3749	.3276	.3611	.3424
変動係数	.7886	.6844	.7435	.7312

図2 当初所得・再分配所得のローレンツ曲線
(総数)



示される。不平等度の尺度はほかにもあるが²⁾、ここでは、ジニ集中係数³⁾と変動係数⁴⁾を用いた。(1)欄と(2)欄は、それぞれ当初所得、再分配所得の分布についての不

平等度であり、(3)欄は当初所得に租税のみが関与したときの不平等度、(4)欄は当初所得に社会保障制度のみが関与したときの不平等度である。(1)欄と(2)欄を比較すると、ジニ集中係数では0.3749が0.3276に、変動係数では0.7886が0.6844と下って、さきのローレンツ曲線でみたように、再分配所得が当初所得に比して、均等化されていることを示している。次に(3)欄、(4)欄をそれぞれ(1)欄に対比してみると、いずれも小さい数値をみせている。このことは、租税、社会保障のいずれもが所得再分配による不平等是正の機能を果していることを示すものである。それでは、租税と社会保障のどちらが所得分布の不平等是正に力が大きいのか。これを(3)欄と(4)欄の比較でみるとジニ集中係数、変動係数ともに(4)欄が小さい数値を示し、社会保障による再分配の方が所得分布の均等化に作用する力が強いことを示している。

図3は世帯の特性別に生活保護法による「被保護世帯」、男65歳以上、女60歳以上のみか、これに18歳未満の子女で構成される「高齢者世帯」、最多収入者の職業で分類された「常用勤労者世帯」、「自営業者世帯」を

図3 世帯構造別ローレンツ曲線

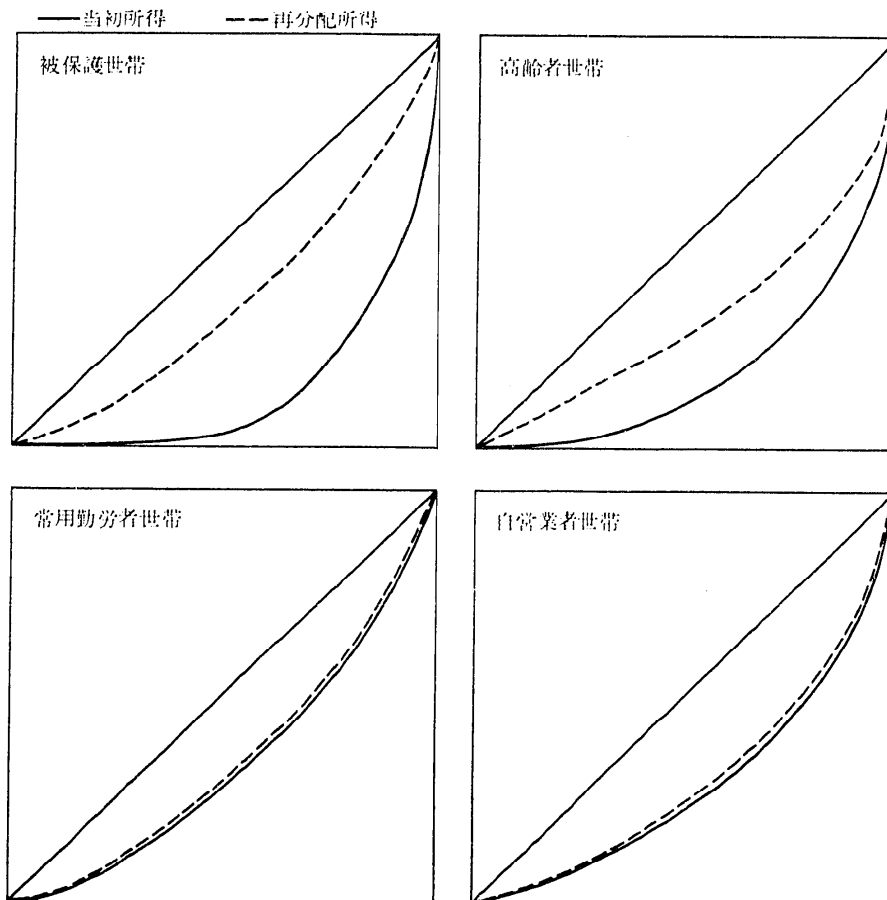


表5 再分配による不平等度の変化

	ジニ集中係数			変動係数		
	当初所得 (A)	再分配所得 (B)	変化率 $1 - \frac{(B)}{(A)}$ (C) %	当初所得 (A)	再分配所得 (B)	変化率 $1 - \frac{(B)}{(A)}$ (C) %
総 数	.3749	.3276	12.6	.7886	.6844	13.2
耕地面積 0.3 ha 以上の世帯	.3162	.2863	9.5	.6210	.5583	10.1
専 業 世 帯	.3071	.2737	10.9	.5880	.5220	11.2
常用勤労者のいる兼業世帯	.2518	.2266	10.0	.5111	.4619	9.6
その他の兼業世帯	.2891	.2673	7.5	.5687	.5214	8.3
耕地面積 0.3 ha 未満の世帯	.3873	.3366	13.1	.8193	.7092	13.4
自 営 業 者 世 帯	.4298	.3952	8.1	.9834	.9021	8.3
常用勤労者世帯 (総 数)	.3334	.2959	11.2	.7017	.6136	12.6
“ (雇用規模30人未満)	.3887	.3382	13.0	.8658	.7429	14.2
“ (“ 30~1,000人)	.3434	.3037	11.6	.7900	.6866	13.1
“ (1,000人~,官公庁)	.2613	.2341	10.4	.5128	.4556	11.2
日 雇 労 働 者 世 帯	.3125	.2429	22.3	.6080	.5038	17.1
そ の 他 の 世 帯	.5160	.2935	43.1	1.0445	.7842	24.9
被 保 護 世 帯	.6832	.2301	66.3	2.2448	.5911	73.7
国民健康保険のみの加入世帯	.3896	.3521	9.6	.9258	.8277	10.6
被用者健康保険のみの加入世帯	.3306	.2957	10.6	.6958	.6124	12.0
高 齢 者 世 帯	.6063	.3564	41.2	1.9303	1.2399	35.8
母 子 世 帯	.3875	.2434	37.2	1.7558	1.3404	23.7
世帯人員 1 人世帯	.4060	.2893	28.7	.8152	.6266	23.1
2	.3997	.3056	23.5	.8956	.7037	21.4
3	.3265	.2670	18.2	.6965	.5728	17.8
4	.3231	.2791	13.6	.7065	.6094	13.7
5	.3259	.2917	10.5	.6693	.5908	11.7
6	.3348	.2942	12.1	.6972	.6060	13.1
7	.3095	.2725	12.0	.6163	.5457	11.5
8	.3394	.3119	8.1	.7602	.6880	9.5
被用者年金のみの加入世帯	.3198	.2831	11.5	.6689	.5837	12.7
国民年金のみの加入世帯	.3669	.3250	11.4	.8870	.7840	11.6
世帯主の年齢 ~29 歳の世帯	.2621	.2514	4.1	.5106	.4848	5.1
30~39 “	.2852	.2515	11.8	.5818	.5153	11.4
40~49 “	.3549	.3098	12.7	.7620	.6678	12.4
50~59 “	.3920	.3391	13.5	.7890	.6733	14.7
60~69 “	.4476	.3808	14.9	.9344	.7910	15.3
70歳以上 “	.5147	.4172	18.9	1.0361	.8328	19.6

2) 不平等の尺度については、高橋長太郎『所得分布の変動様式』、岩波書店、昭和30年、参照。

3) ジニ集中係数は、ローレンツ曲線と完全均等線で囲まれる面積を、同図形における完全均等線を底辺とする三角形の面積に対比したものである。次の式で近似計算できる。

$$R = 1 - \sum (x_i - x_{i-1})(y_{i-1} + y_i)$$

x_i : 下から第 i 階層までの世帯の累積構成比

y_i : 下から第 i 階層までの所得の累積構成比

4) 変動係数は標準偏差 (S) を算術平均 ($\bar{x}$) に対比したものである。 $V = \frac{S}{\bar{x}}$

例にとり、それらの当初所得、再分配所得についてローレンツ曲線をかいたものである。さきほどの「全世帯」のグラフ (図2) と比較してみると「被保護世帯」、「高齢者世帯」における当初所得の分布がきわだって不均等なカーブをみせている。それが生活保護制度や年金制度によって行われる社会的公共措置つまりは再分配後のカーブでは、きわめて明瞭に均等化されていることを示している。

このように世帯をそのもつ構造特性ないしは社会階層ごとにみると、当初所得の分布でも、再分配のパターンでも、それぞれの違いがあるはずである。表5はこのことをみるため計算された当初所得と再分配所得のジニ集中係数と変動係数である。これでも、さきの例の被保護世帯、高齢者世帯などは当初所得の分布において例外的な大きさの不平等度を示し、それが再分配の結果は大きく改善されていることがたしかめられる。さらにこの表から割合ははっきり傾向として示され興味あるのは、常用勤労者世帯においてその雇用規模が大きくなるに従って平等度が高いこと、世帯主の年齢が高くなるに従って不平等度が高くなること、などである。変化率「(C)欄」は、一応、再分配効果の大きさを示すものとしてみることができよう。これを比較してみると、当初所得がきわだって大きな不平等度を示すものに対しては、大きな変化率を示している。しかし、その程度はまちまちで、必ずしも不平等度の大きさに比例しているわけではない。このことは、社会階層によって税制や社会保障制

表6 十分位階級別当初所得の比較

(単位 %)

	構 成 比		累 積 構 成 比	
	37 年	42	37	42
第1・十分位	1.7	1.7	1.7	1.7
第2・十分位	3.6	3.8	5.3	5.5
第3・十分位	4.9	5.2	10.2	10.7
第4・十分位	6.1	6.3	16.3	17.0
第5・十分位	7.4	7.6	23.3	24.6
第6・十分位	8.7	8.9	32.4	33.5
第7・十分位	10.3	10.4	42.7	43.9
第8・十分位	12.3	12.3	55.0	56.2
第9・十分位	15.5	15.6	70.5	71.8
第10・十分位	29.5	28.2	100.0	100.0

表7 十分位階級別再分配所得の比較

(単位 %)

	構 成 比		累 積 構 成 比	
	37 年	42	37	42
第1・十分位	3.1	3.1	3.1	3.1
第2・十分位	4.1	4.4	7.2	7.5
第3・十分位	5.4	5.6	12.6	13.1
第4・十分位	6.3	6.6	18.9	19.7
第5・十分位	7.6	7.9	26.5	27.6
第6・十分位	8.9	9.0	35.4	36.6
第7・十分位	10.3	10.5	45.7	47.1
第8・十分位	12.2	12.0	57.9	59.1
第9・十分位	15.0	15.1	72.9	74.2
第10・十分位	27.1	25.8	100.0	100.0

度の再分配機能が異なることの反映であろうと考えられる。

(3) 37年との比較

所得再分配効果の研究において興味ある課題の一つにその経年変化がとりあげられる。そこで昭和37年度にほぼ同規模の調査⁵⁾を行っているの、それと今回の調

表8 再分配による不平等の変化(ジニ集中係数)

	当初所得 (A)	再分配所得 (B)	変 化 率 1-(A)/(B)
37 年	.3904	.3442	11.83%
42 年	.3749	.3276	12.62%

図4 37年・42年における当初所得のローレンツ曲線

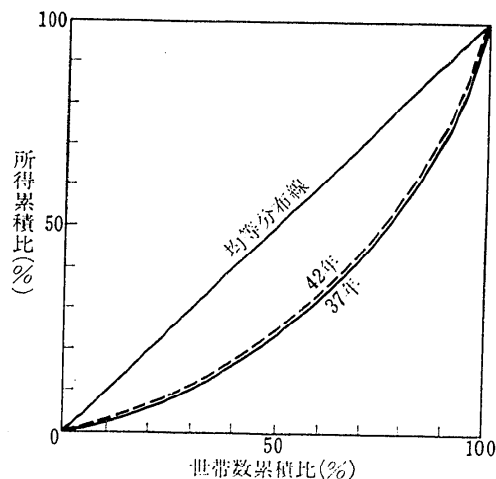


図5 37年・42年における再分配所得のローレンツ曲線

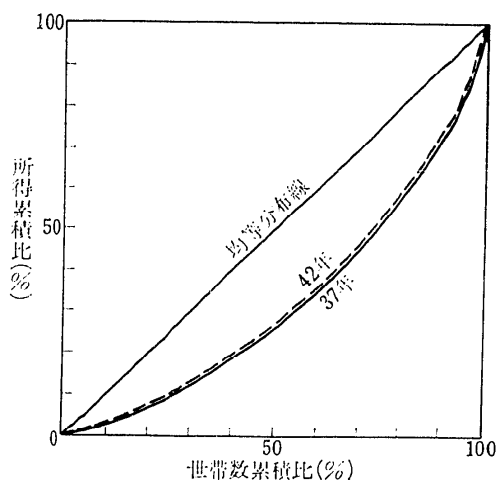


表 9 37・42年の再分配係数

(単位 %)

	37 年				42			
	拠 出 (1)		給 付 (2)	再分配係数 (3) (2)-(1)	拠 出 (1)		給 付 (2)	再分配係数 (3) (2)-(1)
	租 税	社会保険料			租 税	社会保険料		
第1・十分位	3.0	3.5	90.1	83.6	2.4	4.0	92.0	85.6
第2・十分位	2.0	3.0	17.3	12.3	2.0	4.1	19.8	13.7
第3・十分位	2.0	3.0	10.6	5.6	2.1	4.0	12.9	6.8
第4・十分位	2.2	3.0	7.3	2.1	2.3	4.1	10.4	4.0
第5・十分位	2.4	3.1	5.9	0.4	2.5	4.2	8.9	2.2
第6・十分位	2.6	3.4	5.6	-0.4	3.1	4.3	8.0	0.6
第7・十分位	3.0	3.4	4.7	-1.7	3.8	4.3	7.6	-0.5
第8・十分位	4.0	3.2	4.0	-3.2	4.3	4.5	6.1	-2.7
第9・十分位	5.3	3.3	3.3	-5.3	5.9	4.2	5.7	-4.4
第10・十分位	10.1	2.3	2.3	-10.1	9.4	3.1	3.3	-9.2

査とを比較してみよう。表6、表7はそれぞれの当初所得、再分配所得についての構成比を示したもので、図4、図5はそれによって描いたローレンツ曲線である。ただし、比較にあたって所得階級を十分位に組み替えている。両年の比較は、当初所得、再分配所得のいずれも42年の方が均等化されている状況を示している。しかし、これだけではその効果の大きさが分らないが、不平等度の変化率を比較してみると42年の方がわずかに大きい数値を示している。一方、十分位階級別に再分配係数をみると、表9のとおりで、両年の傾向はほぼ同じであるが、その数値がプラスからマイナスに転じるのは、37年で第6・十分位であったのに対して、42年で

は第7・十分位となっていて、再分配によって不利益を受ける世帯が、少なくなったことを示している。

あ と が き

以上、42年度所得再分配調査を中心として、結果をまとめたのであるが、本稿ではそれにあまり手を加えることなくしに概略を報告することをねらいとしているので、全体として分析が浅くなったことは否めない。

今後の課題としては、できれば社会保障各制度の再分配機能を、いわゆる水平的か垂直的かの観点から実証を試みたいし、また、租税面についても本調査で欠けている間接税の効果について検討してみたい。

5) 厚生省「社会保障水準基礎調査」(昭和37年)。

執 筆 者 紹 介

その	けん	じ	執 筆 者 紹 介
園	乾	治	慶応大学教授
ふく	だ	かん	東京大学教授
福	田	欽	
すみ	た	ゆたか	同志社大学教授
角	田	豊	
なか	はし	たけし	ILO東京支局次長
高	橋	武	
にわ	た	のり	慶応大学教授
庭	田	範	秋
おお	くま	いち	慶応大学教授
大	熊	一郎	
わた	ねき	じよう	東京大学助教授
綿	貫	護	治
こん	どう	ぶん	関西学院大学教授
近	藤	文	二
にい	や	てつ	厚生省大臣官房会計課補佐
新	谷	鉄	郎
さい	とう	まさ	厚生省大臣官房企画室調査係長
斎	藤	正	明
こ	やま	みち	横浜市立大学教授
小	山	路	男